

吉賀町給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H21年度	6,997	6,651,352	275,364	913,448	13.7	16.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

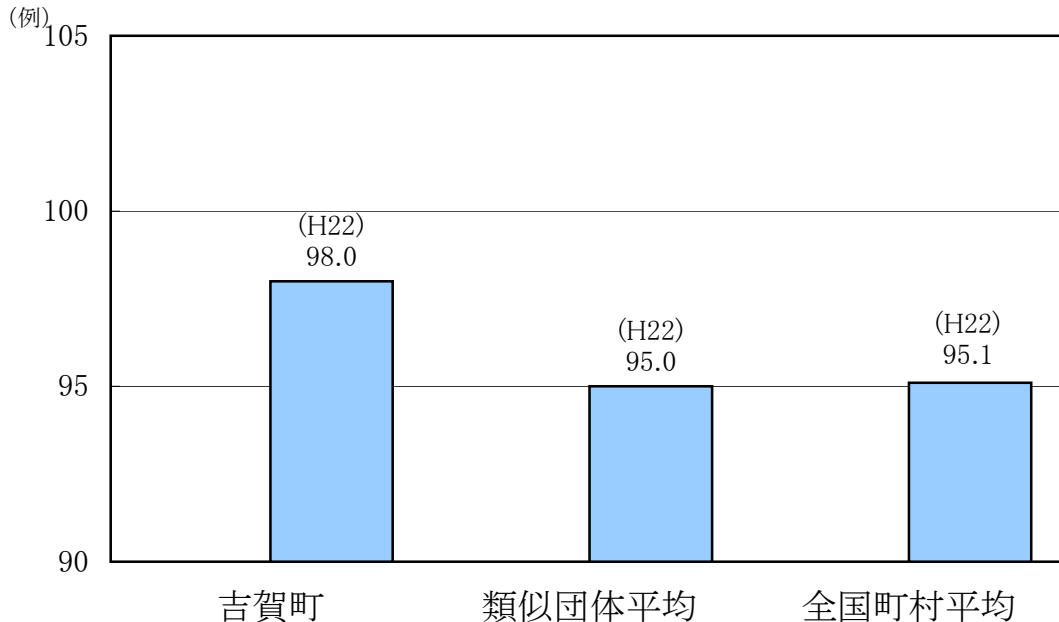
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H21年度	91	347,180	68,955	140,721	556,856	6,119	5,830

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成17年10月1日に柿木村・六日市町が合併し吉賀町になったため、(4)ラスパイレス指数の状況の平成16年については省略します。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
H22年度	円	円	円 (%)	%	%	▲ 0.19 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

※ 人事委員会を設置していないため記載無し。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
H22年度	月	月	月	月	月	3.95 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 人事委員会を設置していないため記載無し。

2 一般行政職給料表の状況(平成22年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成22年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
吉賀町	44.3 歳	339,300 円	392,303 円	359,696 円
島根県	44.3 歳	326,562 円	389,645 円	353,353 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.6 歳	324,568 円	366,042 円	355,334 円

(2) 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		吉 賀 町	島 根 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円 (167,034)	172,200 円 (161,868)	172,200 円
	高校卒	140,100 円 (135,897)	140,100 円 (131,694)	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円 (135,897)	152,600 円 (143,444)	— 円
	中学卒	135,600 円 (131,532)	— 円	— 円

※ ()内は、特例条例による減額後の額

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成22年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	259,669 円	303,755 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	312,776 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

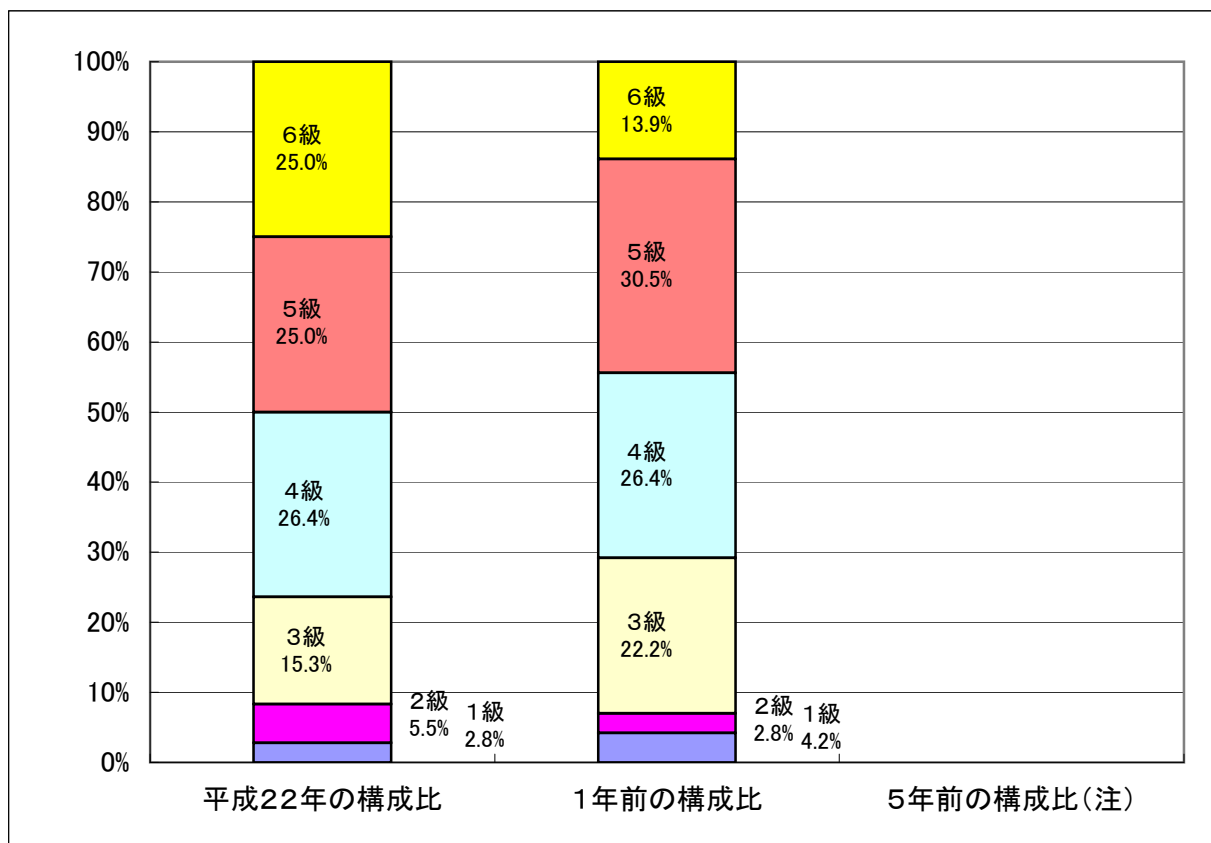
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補、主事	2 人	2.8 %
2 級	主 事	4 人	5.5 %
3 級	主 任	11 人	15.3 %
4 級	主 幹	19 人	26.4 %
5 級	課長補佐	18 人	25.0 %
6 級	課 長	18 人	25.0 %

(注) 1 吉賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(注) 平成17年10月1日に柿木村・六日市町が合併し吉賀町になったため、5年前の構成比については省略。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

吉 賀 町	島 根 県	国
1人当たり平均支給額(H21年度) 1,595 千円	1人当たり平均支給額(H21年度) 1,536 千円	—
(H21年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.75)月分 (0.75)月分	(H21年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(H21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成22年4月1日現在)

吉 賀 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 21,911 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成22年4月1日現在)

※ 制度なし

支給実績(H21年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H21年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(H21年度決算)	78 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(H21年度決算)	13,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(H21年度)	5.8 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
除雪車乗務手当	建設水道課職員	グレーザー及び除雪用ジープの運転に従事した職員	日額 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(H21年度決算)	35,857 千円
職員1人当たり平均支給年額(H21年度決算)	403 千円
支給実績(H20年度決算)	20,445 千円
職員1人当たり平均支給年額(H20年度決算)	227 千円

(6) その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H21年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合は11,000円) 特定期間(満16歳年度初め～満22歳年度末)の子5,000円加算	同じ	—	15,407 千円	256,788 円
住居手当	賃借住宅 家賃が12,000円を超える場合には支給 支給限度額27,000円 持家居住者 新築・購入から5年間 2,500円	同じ	—	3,343 千円	151,937 円
通勤手当	公共交通機関利用者 実費 限度額55,000円 交通用具使用者 片道2km以上の場合に 通勤距離に応じて支給 2,400円～32,800円	異なる	交通用具 使用者の 通勤距離 区分及び 加算方法 が異なる	10,898 千円	126,725 円
管理職手当	課長・室長・所長・主査・ 教育次長・議会事務局長 給料月額×8%	異なる	国(俸給の 特別調整 額)は役職 に応じ定 額支給	4,748 千円	395,628 円
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務 1時間当たりの給料額× 135/100	異なる	勤務1時間 当たりの給 料額の算 出方法が 異なる	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として 午後10時から翌日の午 前5時までの間に勤務し たときに支給 支給額 時間外勤務時間数×勤 務1時間当たりの給料額 ×25/100	異なる	勤務1時間 当たりの給 料額の算 出方法が 異なる	0 千円	0 円
宿日直手当	職員が宿日直勤務を行 う場合に支給 宿日直手当4,200円	同じ	—	1,008	13,263 円

6 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 区 町 村 長	550,800 円	((参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	648,000 円)	503,100 円	820,000 円/	364,500 円	
報 酬	議 長	546,800 円)	259,700 円	673,000 円/	365,000 円	
	副 議 長	(— 円)	285,000 円/	168,100 円	
	議 員	(— 円)	263,000 円/	135,800 円	
		(— 円)			
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(H21年度支給割合)				
	副 町 長	3.10	月分	役職加算	10%	
退 職 手 当	議 長	(H21年度支給割合)				
	副 議 長	3.35	月分	役職加算	10%	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	648,000円×在職年数×5	12,960,000円		在任期間ごと	
	備 考	546,800円×在職年数×3	6,561,600円		在任期間ごと	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

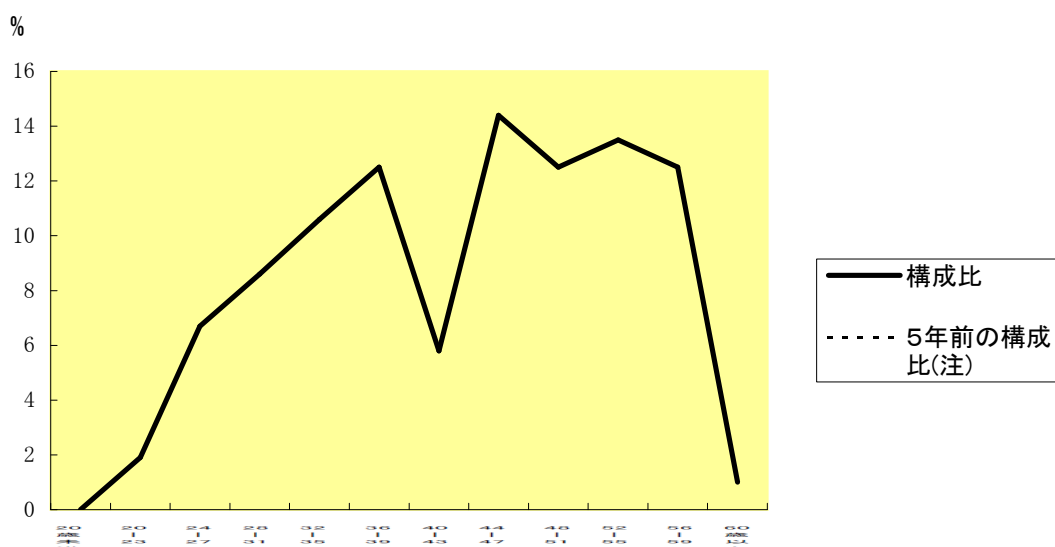
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成21年	平成22年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1 人	1 人		新規事業の伴う業務増 新規事業の伴う業務増 事業終了に伴う業務減
		総 務	26	28	2	
		税 務	7	7		
		民 生	14	14		
		衛 生	7	7		
		労 働	0	1	1	
		農林水産	17	16	▲ 1	
		商 工	0	0		
	土 木	5	5			
	計	77	79	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 112.91 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 118.88 人)	
教 育 部 門	14	13	▲ 1			
小 計	91	92	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 131.48 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 145.84 人)		
公 会 営 計 企 業 部 門 等	水 道	2	2		事業終了に伴う業務減	
	下 水 道	4	3	▲ 1		
	そ の 他	7	7			
	小 計	13	12	▲ 1		
合 計		104	104		<参考> 人口1万人当たり職員数 148.64 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成22年4月1日現在)



(注) 平成17年10月1日に柿木村・六日市町が合併し吉賀町になったため、5年前の構成比については省略。

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	7人	9人	11人	13人	6人	15人	13人	14人	13人	1人	104人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門	年 度						過去5年間の増減数(率)
	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	
一般行政	85	83	82	79	77	79	▲6 (▲7.1%)
教育	16	15	15	14	14	13	▲3 (▲18.8%)
普通会計計	101	98	97	93	91	92	▲9 (▲8.9%)
公営企業等会計計	15	13	13	12	13	12	▲3 (▲20.0%)
総合計	116	111	110	105	104	104	▲12 (▲10.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。